

<課税証明書に含まれない国外での収入がある場合> ※ (3)の表に金額を記入した上で、本紙についても申請書と併せて提出してください。

(1) 国外での収入を証明する書類の提出について  
課税証明書に含まれない国外での収入がある場合、この収入の場合や日本円以外の通貨単位の場合は、簡単な日本語を添付してください。  
※適用する為替レートについては千葉県学事課までお問い合わせください。

(例) 国外での収入額: 3,520,000円(日本円換算)の場合

① 給与所得控除額を求める  
左表の計算式に当てはめて、  
 $3,520,000 \times 30\% + 80,000 = 1,136,000$ 円(給与所得控除相当額)

② 給与所得額を求める  
給与収入相当額から給与所得控除相当額を差し引く  
 $3,520,000 - 1,136,000 = 2,384,000$ 円(給与所得相当額) ⇒ P3の「給与所得」欄に記載

国外での収入がある者が複数人いる場合は、(3)の表は人数分提出してください。

(2) 「給与所得」の記載方法について  
当該者の「国外での収入」を給与収入とみなし、当該収入が日本円以外の通貨単位の場合は、申請時点の為替レートにより換算してください。

【給与所得控除の簡便な算出方法】

給与等の収入金額	給与所得控除相当額の計算式
1,625,000円以下	550,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40%-100,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+80,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+440,000円

(留意点)  
・実際には所得税  
・こちらの簡便な  
所得控除相当額  
3,199円以内で

父親が課税証明書に含まれない国外での収入を得ている場合の例

【世帯構成】 父、母、姉、対象児童が1月2日に日本に戻り、祖母と同居を始めたと仮定

父：国外での収入あり(国内での収入はなし)  
母：43歳、収入なし  
姉(1人)：18歳(父の扶養)  
対象児童生徒：13歳(中学1年生、16歳未満のため扶養控除の適用対象外)  
祖母(1人)：72歳、(父の扶養、同居している)

(3) 「所得控除合計(ウ)」の記載方法について  
当該収入が日本で課税されたと仮定した場合に、適用を受けられると考えられる基礎控除及び扶養控除などがある場合、日本にいる配偶者に扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、海外での収入がある当該者

	対象者(※年齢は前年12月31日現在)	控除適用者 ※児童生徒との続柄を記入	人数(A)	控除額(B)	合計(C) =(A)×(B)	本人の所得要件
基礎控除	本人	父	1	330,000	330,000	—
配偶者控除	生計を一にし、かつ、合計所得が48万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者					—
控除対象配偶者	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	母	1	330,000※1	330,000	年間所得900万円以下
老人控除対象配偶者	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			380,000※1		年間所得900万円以下
配偶者特別控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者			※1,2		年間所得900万円以下
扶養控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である親族等(扶養親族)を有する者					—
一般の扶養親族	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	姉	1	330,000	330,000	—
特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			450,000		—
老人扶養親族	年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	祖母	1	380,000	380,000	—
(同居親族等加算)	直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者			70,000		—
障害者控除	①障害者である者 ②障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			260,000		—
(特別障害者控除)	①特別障害者である者 ②特別障害者である					—
(同居特別障害者控除)	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族					—
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子					年間所得500万円以下
上記以外の寡婦	寡婦で、子以外の扶養親族を有する者又は扶養					年間所得500万円以下
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒					年間所得75万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下
					1,370,000	この金額を、3ページ「所得控除合計(ウ)」欄に記入

年齢が70歳以上の扶養親族(例:祖母等)がいる場合は、老人扶養親族の欄に記載してください。

※ 令和2年12月31日現在において、祖母と同居を常況としていた場合は、控除額に加算がつかますので、同居親族等加算の欄にも、該当する控除適用者、人数、合計(C)を記載してください。

(例) 祖母(70歳以上の扶養親族)があり、令和2年12月31日現在において、同居を常況としていた場合  
老人扶養親族・・・祖母、1人、380,000円  
(同居親族等加算)・・・祖母、1人、70,000円

※1 配偶者控除、配偶者特別控除は、本人の年間所得が900万円超～1000万円以下の場合には控除額が変わりますので、別途御確認ください。1000万円超の場合は、いずれの控除も適用されません。  
※2 配偶者特別控除額(本人の年間所得900万円以下の場合)については以下の表から当てはめて計算してください。なお、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を適用することはできません。

配偶者の合計所得	480,001円 ～1,000,000円	1,000,001円 ～1,050,000円	1,050,001円 ～1,100,000円	1,100,001円 ～1,150,000円	1,150,001円 ～1,200,000円	1,200,001円 ～1,250,000円	1,250,001円 ～1,300,000円	1,300,001円 ～1,330,000円	1,330,000円超
配偶者特別控除額	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	0円(控除なし)